

長水企第145号

令和4年8月22日



長浜水道企業団議会議長 様

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

### 議案の送付について

令和4年8月29日開会の第175回長浜水道企業団議会議定例会に下記の議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

議案第3号 令和3年度長浜水道企業団水道事業会計剰余金の処分および決算の認定について

議案第4号 長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

令和 3 年度長浜水道企業団水道事業会計剰余金の処分および決算の認定について

令和 3 年度長浜水道企業団水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求め、令和 3 年度長浜水道企業団水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成23年上水道条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第4条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改め、同号ウを削る。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、

同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第1項第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第4条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウに、同号アを同号イに改め、同号イ中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号に次の2号を加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4第1項中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同項第2号を第3号に、同項第1号を第2号に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条を削る。

第4条第1項第5号を削り、同項第6号を第5号に、同項第7号を第6号に、同項第8号を第7号に改め、同号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に、「任期の末日または当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の」に改め、「初日とする」の次に「育児休業をしようとする」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として  
条例で定める期間）

第4条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第9条第1項第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第4条（第5号に係る部分に限る。）および第9条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。